明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四七）　一

〔告　示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務四一三）　一
○日本国に帰化を許可する件（同四一四）　二
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一八）　二
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一九）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同二〇）　三
○トルコ産グレープフルーツの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（農林水産一三一七）　三
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一三一八）　三
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一三一九）　三
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一三二〇）　三
○保安林の指定をする件（同一三二一～一三二八）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一三二九～一三三七）　五
○船舶等型式承認規則第六条第一項ただし書の物件を定める告示の一部を改正する告示（国土交通九四一）　六
○船舶安全管理認定書等交付規則の一部を改正する告示（同九四二）　六
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛一五二～一五五）　八
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同一五六）　八
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一五七）　九
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一五八）　九
○都市公園の供用を開始する件（中部地方整備局一一六）　九
○道路に関する件（同一一七）　九
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（近畿地方整備局一八六）　九
○道路に関する件（四国地方整備局七七、七八）　一〇

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

地方公共団体

公債抽せん（東京都区）、教育職員免許状失効関係　二六

会社その他

省　令

○農林水産省令第四十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の一の項植物の欄中「及び第四十五」を「、第四十五及び第五十六」に改め、同表の付表に次のように加える。

五十六　トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第四百十三号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年九月四日から効力を生ずる。

平成二十二年八月十八日

法務大臣　千葉　景子

東京都八丈町長
埼玉県児玉郡美里町長
静岡県賀茂郡東伊豆町長
宮崎県児湯郡西米良村長
沖縄県島尻郡南風原町長
青森県三戸郡新郷村長

○法務省告示第四百十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年八月十八日

法務大臣　千葉　景子

住所　神戸市兵庫区切戸町6番5―406号
高実華　昭和62年1月6日生

住所　兵庫県姫路市西中島89番地1
王新強　昭和46年12月20日生
王佑丞　平成21年9月21日生